2　新規企業者等に係る業務等及び資源の開発に関する事業等に係る特別業務

㈠　海外で事業を行う法人等のうち、設立の日以後の期間が一〇年未満等の法人等（以下「新規企業者等」という。）又は中小企業者等に対して会社が出資することができることとした。（第二条第七号及び第一一条第六号関係）

㈡　新規企業者等又は中小企業者等が海外事業に必要な資金の調達のために発行する社債等を会社が取得することができることとした。（第一二条第一〇項第八号関係）

㈢　海外における資源の開発に関する事業、革新的な技術を活用した事業等を会社の特別業務の対象とすることができることとした。（第一三条第一項第二号関係）

3　債務の保証等に係る業務

戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業等に必要な資金の国際機関による貸付けに係る債務の保証等を会社が行うことができることとした。（第一一条第四号の二関係）

4　その他

㈠　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、令和六年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。ただし、3及び4㈠に係る規定は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（財務省）

1　政府は、国際復興開発銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、同銀行の加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができることとした。（第二条の三関係）

2　政府は、外国通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができることとした。（第一〇条の二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（国土交通省）

1　関門港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和五年五月一日から施行することとした。

法　律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。

第二条中「二万千七百七十五人」を「二万千七百四十四人」に改める。

附　則

この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十一号

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術を輸入し、又は受け入れること」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術（ロにおいて「重要物資等」という。）を輸入し、又は受け入れること。

ロ　海外で生産され、又は開発された重要物資等を我が国の法人等又は出資外国法人等が外国における事業に使用するために当該外国に引き取り、又は受け入れること。

第二条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　特定外国法人　次のいずれかに該当する事業を行う外国の法人（外国金融機関等を除く。）をいう。

イ　我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業であって、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの

ロ　情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財務省令で定めるもの